



## ●資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

### ○資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) 資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

### ○事業の規模

(法適用企業) 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

### (参考)資金剰余額

水道事業会計	628,385 千円
温泉事業特別会計	477,746 千円
簡易水道事業特別会計	30,805 千円
下水道事業特別会計	180,229 千円
農業集落排水事業特別会計	41,389 千円